

平成31年度 水素による関西しごと創生・低炭素まちづくりスタートアップ事業 ～将来における関西圏の水素サプライチェーンに関する検討調査～ 仕様書

本事業は、国における事業交付決定を前提に事業化される停止条件付事業です。国において事業交付決定がなされなかった場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しない。

また、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとする。

1. 委託業務名

水素による関西しごと創生・低炭素まちづくりスタートアップ事業
～将来における関西圏の水素サプライチェーンに関する検討調査業務～

2. 業務の目的

関西圏においては、人口や企業の東京圏への流出が進み、東京圏とのインフラ格差や従来型製造業への依存の実態から関西の経済基盤が停滞しており、東京圏への一極集中を是正し関西圏の活力を取り戻すことが必要となっている。また、「パリ協定」の発効を踏まえ、中長期的にCO₂の大幅削減を進めていくことが求められており、地域において低炭素社会づくりを推進していくことが必要となっている。

関西広域連合では、環境負荷の低減やエネルギーセキュリティの向上等に大きく貢献できる可能性がある水素の利活用の円滑かつ早期の拡大を図ることで、関西に集積する水素関連産業の伸張によるしごと創生及びCO₂排出が抑制された低炭素なまちづくりを進め、活力ある環境低負荷型の関西圏を目指すこととしている。

この具体化のためには、2030年頃の水素発電や水素タウンなど水素の本格導入を見越し、産官学の連携により、いち早く水素供給システムを構築することが重要であり、関西圏における水素のポテンシャルを踏まえ、関西における水素の製造（輸入）から貯蔵・輸送、利活用までの「関西水素サプライチェーン構想」を作成する。

本業務は、構想の実現に向けたロードマップを作成するとともに、平成30年度に作成した構想の素案をもとに、関西における将来の水素利活用の絵姿を構想案として取りまとめることを目的とする。

3. 実施場所

関西広域連合を構成する府県市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市。以下、「構成府県市」という。）の区域。

4. 委託業務の概要

- (1) 委託期間：契約締結日から2020年3月19日（木曜日）
- (2) 予定価格（上限）：5,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務の内容

平成 30 年度委託事業報告書をもとに、以下のとおり業務を実施すること。なお、情報の収集・整理に当たっては、文献等の調査のほか、関係事業者や地方公共団体等にヒアリング、現地調査等を行うこと。

(1) 水素サプライチェーン構想案のとりまとめ

① サプライチェーン構想の実現に向けたロードマップの作成

水素関連産業への参入や新規プロジェクト創出を促すための、関西圏における水素サプライチェーン構想実現に向けたロードマップを作成すること。作成にあたっては、国の最新の関連政策・規制見直しの検討状況や、水素関連企業・研究機関の動向、2025 年の大阪・関西万博の開催を踏まえ、2030 年頃の水素利用拡大に向け、どのような取組を行っていくべきか、時系列に可視化したものを提案すること。

② サプライチェーン構想案の作成

平成 30 年度に作成した素案をもとに、関西における将来の水素利活用の絵姿（2025 年度に開催予定の大阪・関西万博での絵姿含む）をビジュアルでわかりやすく伝えられるようイラスト等も加えた形で提案し、①で作成したロードマップと併せ、構想案としてとりまとめること。とりまとめにあたっては、関係行政機関や関係事業者等へのヒアリング等を実施するとともに、平成 29、30 年度に把握したポテンシャル等をもとに関西の強みや特徴を参考資料として再整理すること。

なお、定期的開催する構成府県市の担当者会議において、作成状況を報告し、構成府県市からの意見・質問等の事務局対応の支援を行うこと。

③ 意見交換会の運営

②でとりまとめた構想案について、構成府県市、有識者、関連企業等関係者等による意見交換会（公開）を開催すること。意見交換会での意見、別途事務局が募集するパブリックコメントにおける意見・質問対応への支援等を行うこと。

④ 水素サプライチェーン構想の冊子の印刷・製本、関係者への送付

とりまとめた水素サプライチェーン構想を印刷・製本し、関係者に送付すること。

(2) 住民等向け P R パンフレット作成

サプライチェーン構想の策定後、住民・事業者を対象に、今後の水素利活用を促していくため、サプライチェーン構想で示した将来の水素利活用の絵姿と併せて水素の特徴などをわかりやすく伝えるパンフレットのイメージを提案し、作成すること。そのパンフレットを印刷・製本し、関係者に送付すること。

また、(1)、(2)を踏まえ、業務実施スケジュールを作成すること。

6. 結果報告

業務の内容に関して結果報告を行うこととし、報告の時期等については、業務委託契約締結後に連合と受託者において協議のうえ決定するものとする。

7. 成果品

成果品は、以下のとおりとする。なお、成果品はすべて、電子データを収めた電子媒体（DVD等）を正副2部提出する他、紙面成果3部も合わせて提出するものとする。

- ①調査報告書
- ②関西水素サプライチェーン構想（関西圏の水素ポテンシャル含む）及び概要版
- ③関西水素サプライチェーン構想 冊子（2,400部）
- ④住民等向けPRパンフレット（2,400部）
- ⑤ホームページ掲載用データ
- ⑥その他資料

※なお、上記成果品については、作業工程ごとに関西広域連合と十分に協議の上、指示に従いながら作成することとする。

8. その他

- ①事業の実施にあたっては、関西広域連合と定期的に協議、又は適宜協議すること。
- ②本仕様に定める事項について疑義が生じた場合、また業務の履行にあたり不明な事項等について、関西広域連合と受託者が協議の上、決定するものとする。